

十上下水第265号
令和3年7月7日

十日町市上下水道事業審議会
会長 佐野 比呂史 様

十日町市長 関口 芳史



水道料金の改定について（諮問）

十日町市水道事業審議会規程第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

- 1 令和4年度から4年間の水道料金の改定について

諮詢の趣旨

水道事業は、地方公営企業として、独立採算の原則により、水道料金を主な財源として運営しています。この料金については、地方公営企業法において、「公正妥当で、かつ、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」と規定されています。

これに従い、本市でも適正な水道料金を設定し、運営しています。市町村合併後は、旧市町村間の料金統一を行うために当時の経営状況を勘案し、旧中里村地域は水道料金を引き上げ、その他の旧4市町では水道料金の引き下げを行い、全体の料金収入は減少しました。

しかし、職員数の大幅な削減や料金徴収業務の民間委託導入などにより経費節減に努め、経営の安定化、健全化を図ることにより、経常利益が黒字となる良好な経営状況となりました。

一方、近年の人口減少や節水型住宅機器の普及等を背景とした水需要の低迷により、料金収入の減少が続くと見込まれます。さらに、高度経済成長期に急速に整備された現有施設の多くが、次々と更新時期を迎えるつありその更新や維持管理に莫大な費用が近い将来必要になってきます。

また、令和3年度予算からは、赤字補填のため、一般会計から繰入金を予定しており、経営改善、水道料金の見直しは喫緊の課題であると捉えています。

これら様々な状況を踏まえ、今後は定期的に水道料金の見直しを行う必要があります。そこで、令和4年度以降の4年間の水道料金のあり方について貴審議会の意見を伺います。